



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名      ダ イ ベ ア 株 式 会 社  
代 表 者 名    取 締 役 社 長 山 本 勝 巳  
                  (コード番号:6478 東証第2部)  
問 合 せ 先    常 務 取 締 役 藤 原 秀 次  
                  (TEL. 0725-53-1711)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 88 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 88 回定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合(2対1)を実施するものです。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

## ② 併合の方法および比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合（以下「本株式併合」といいます）いたします。

## ③ 併合後の発行可能株式総数

20,000,000 株（併合前 40,000,000 株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

## ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	17,473,454 株
併合により減少する株式数	8,736,727 株
併合後の発行済株式総数	8,736,727 株

(注) 併合により減少する株式数は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

## ⑤ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
2 株未満	155 名( 9.01%)	155 株( 0.00%)
2 株以上	1,565 名( 90.99%)	17,473,299 株(100.00%)
合計	1,720 名(100.00%)	17,473,454 株(100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 2 株未満の株を所有されている株主様 155 名は、保有機会を失うこととなりますが、併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社もしくは当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## ⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (3) 併合の影響

併合により、発行済株式総数は 2 分の 1 に減少いたしますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 2 倍になります。なお、単元株式数の変更と株式の併合を同時に行うことにより、当社株式の投資単位は従前に比して 5 分の 1 の水準となりますので、株式市場での流動性が高まることが期待されます。

## (4) 併合の条件

平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 88 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とします。

## 3. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に、定款の記載を伴わせるためです。なお、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、平成 29 年 10 月 1 日付で定款が変更されます。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成29年6月26日開催予定の第88回定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月25日
定時株主総会決議日	平成29年6月26日(予定)
株式併合および単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注)単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上は平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位は100株に変更されます。

以上

添付資料

ご参考(単元株式の変更および株式併合に関するQ&A)

(ご参考)

## 単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成19年11月27日公表)」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標にした取組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にするのを平成27年12月17日に公表いたしました。以上を踏まえ、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

### Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、数個の株式を合わせてそれよりも少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

この株式併合により、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることができると考えております。

### Q3. 資産価値への影響はありますか。

A3. 株式併合は、各株主様の所有株式数を一律・按分比例的に減少させるものですし、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

例えば、現在1,000株お持ちの方の株式数は500株となりますが、1株あたりの純資産額は2倍になりますので、資産価値に変動はありません。

[株式併合後の株式数・資産価値イメージ(株式市場の動向等、他の要因を除く)]

株式併合前			→	株式併合後		
株式数	1株あたり純資産額	資産価値		株式数	1株あたり純資産額	資産価値
1,000株	635円	635,000円		500株	1,270円	635,000円

### Q4. 受け取る配当金への影響はありますか。

A4. 株主様の所有株式数は2分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合(2株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q5. 最低投資金額への影響はありますか。

A5. 理論上ですが、最低投資金額は5分の1になります。

[具体例] 平成29年3月31日の終値(303円)を元にした試算

時期	株価	単元株式数	最低投資金額
併合前	303(円)	1,000(株)	303,000(円)
併合後	606(円)	100(株)	60,600(円)

**Q6. 所有している株式と議決権はどのようにになりますか。**

A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数(1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,849 株	1 個	924 株	9 個	0.5 株
例②	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例③	999 株	なし	499 株	4 個	0.5 株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合(上記の例①、③、④のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q7. 株主は何か手続が必要ですか。**

A7. 株主様が、当社や証券会社に対して、特段の手続が必要になることはありません。

(ただし、ご所有の株式が 2 株未満の場合は、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。)

**Q8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。**

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q9. 今後はどのようなスケジュールになりますか。**

A9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 26 日 定時株主総会決議日  
平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日  
平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日  
平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日  
平成 29 年 11 月中旬 株式割当通知の発送  
平成 29 年 11 月下旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

**※お問い合わせ先**

ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話:0120-782-031(フリーダイヤル)  
受付時間:午前 9 時から午後 5 時まで(土休日を除く)